

KANTO 金融サービス info

かんとう きんゆうサービス いんぷお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしていきます。

ファンド投資の基礎知識

「ファンドに投資をしたいのだけど・・・何に気を付ければよいのだろうか？」
 ファンドで集めたお金で行う事業の内容はいろいろあります。耳になじみのある事業でも計画どおりに進まず、出資者が損失を被ることもあります。
 そこで、**初めてファンドに投資を検討している方**に知っておいてほしい、**投資を決める際に参考になる知識**をご紹介します。

① ファンド投資を勧誘できる業者 ～相手をよく選んで！～

金融商品取引業者(第二種業(二種業者))

- 登録を受けている業者です。登録の有無は金融庁のホームページなどで確かめることができます。法令に規定されている契約締結前交付書面を渡して説明を行います。
- 事業者や事業の内容・計画、収支の見通しがよく分かるまで十分に説明をしてもらい、事業が計画どおりに進まない可能性も考えたうえで、投資をするかどうか決めてください。

適格機関投資家等特例業務届出者(いわゆる特例業者)

ご注意！

- 一定の条件を満たした、いわゆる「プロ向けファンド」を扱うために届出を行っている業者です。「プロ向けファンド」に出資できる個人投資家は、①「証券等口座開設後1年以上経過」かつ②「投資性金融資産を1億円以上保有」している者です。
- **投資経験が乏しい方への「プロ向けファンド」の販売は禁止されています。**

～留意点(二種業者・特例業者からファンド投資の勧誘を受けたとき)～

登録しているから安心。届出しているから安心。・・・などと言われたら気を付けて！

- ◆ **二種業者が取り扱うファンド**: 二種業者が投資判断に必要な法定事項(出資対象事業が予定どおり成功しないリスクなど)を説明 ⇒ 成功が保証されている訳ではない。
- ◆ **特例業者が取り扱うプロ向けファンド**: 投資に関する知識や経験が乏しい方では投資判断が困難 ⇒ 広く一般に販売することが禁止されている。

正確な情報に基づいて自分でリスクを理解して、投資判断を行う必要があります。

② 契約前にリスクを確認 ～出資対象事業の説明について～

そういえば・・・「リスク」って何ですか？ ～いわゆる事業型ファンドの場合～

リスクとは、簡単に言うと「計画どおりに利益が得られない、場合によっては損をする」ことになる不確実性のことです。

～リスクを測る＝「事業が成功して利益を得られるかどうかの見込みを立てる」ために～

- **事業者をみる**（匿名組合契約の場合、契約の相手方になります。契約相手として信用できるか。事業を成功させる能力があるか、又は、既に成功した実績があるか。）
- **事業内容をみる**（新しく開拓する事業か既に先行者のある事業かどうかでも成功の見込みは異なり、裏付けのある事業計画がなければ利益を上げることは難しいでしょう。）
- **組合契約の特徴・・・原則として解約できません。**

⇒上記の他にも検討する必要がある様々な条件がたくさんあります。

匿名組合契約

.....
.....
.....

〇〇会社 印

△△太郎 印

※気が変わっても解約できない⇒契約前にもう一度落ち着いて考えて！

- ・ **ファンド投資は預貯金と違います。**一般の人が接するファンド投資は、契約に基づき、「事業者」＝「知らない人」に、「事業資金」＝「契約により約束した使途に使うお金」を提供することです。
- ・ 出資金が事業資金として使用されてしまった後には、**契約を解約できても出資金は返ってこないかもしれません。**

リスクは、業者が渡す「契約締結前交付書面」に記載されています。分からないことは業者に遠慮なく質問してください。説明内容が分からないときや判断に迷うときは投資を見送る勇気も大切です。

③ これもファンドですか？～似ているようで違うもの～

一般にファンドと呼ばれている匿名組合契約などの「組合契約」とは違う、下記のような権利を「ファンド」と称して投資勧誘されることがあります。

- **社債** 社債を引き受けた人は、発行した会社にお金を貸したことになります。

- **合同会社社員権** 社員権を引き受けた人は、合同会社の社員になります。

このような投資勧誘をする業者は・・・

- ◆ **登録を受けた業者でない可能性が高い**
- ◆ **投資判断に必要な情報を正しく説明しているかどうか疑わしい**
とって間違いありません。

※ **社債の発行会社以外の二種業者や特例業者が社債の投資勧誘を行うことはできません。**

※投資信託もファンドと呼ばれますが、銀行等の窓口や証券会社の営業員以外は投資信託を勧誘できません。

- ・ **ファンド投資には、預貯金を上回る利回りにより利益を得ることを期待**できる一方で、**出資金の全額が返ってこない「リスク」があります。**
- ・ **ファンド投資の特徴を理解して、投資をする場合は余裕資金の範囲内で！**
- ・ **内容が理解できない場合は、契約をとりやめるなど、投資判断は慎重に！**

（本件に関するお問い合わせ先）証券監督第3課 電話048-600-1293